

令和元年10月1日から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

認可外保育施設を利用している方へ

- 認可外保育施設であっても、保育の必要性が認められる世帯については、無償化の対象とすることができます。

(注) 無償化の対象とするためには、高島町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」については、就労等の要件があります。

- 無償化の対象は利用料です。通園送迎費、給食費（ごはん代、おかず・おやつ代）、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

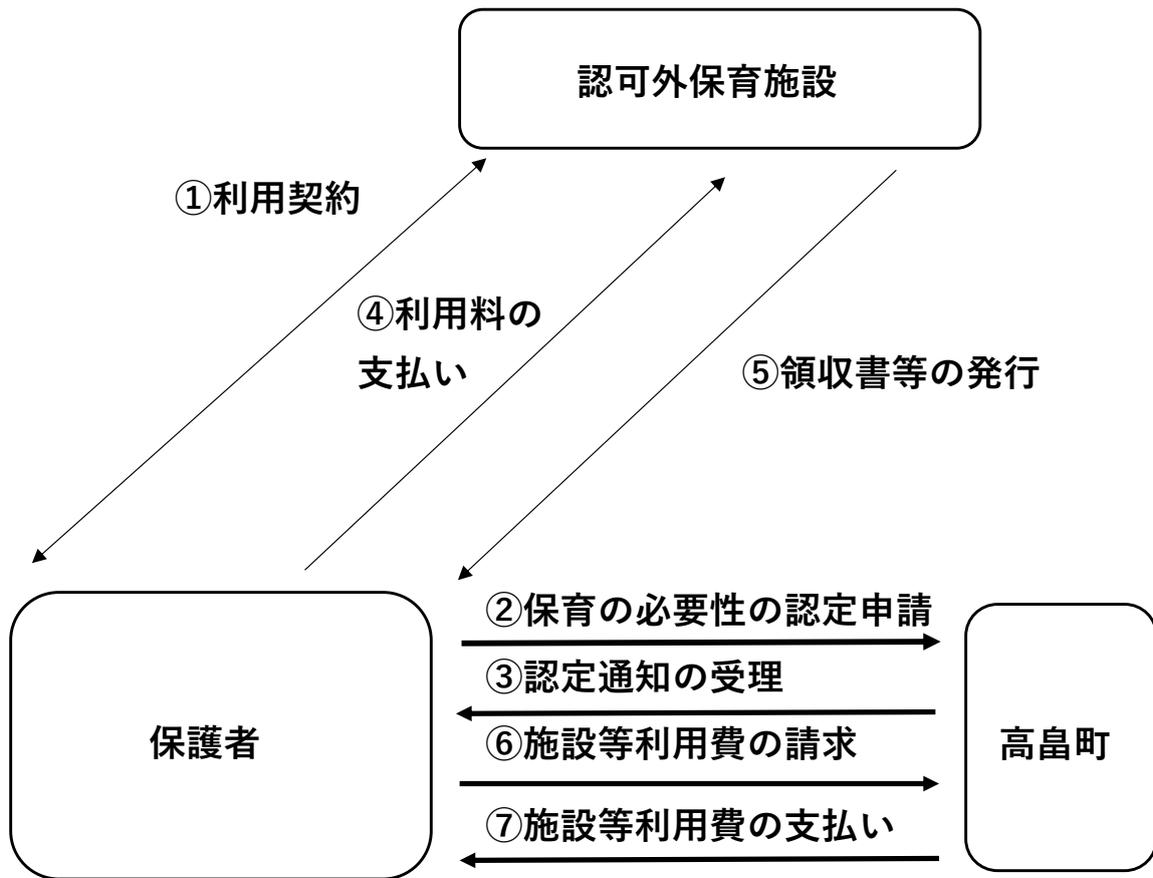
- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもは、月額利用料37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもは月額利用料42,000円までが無償の対象となります。

- 利用料は、施設にお支払いいただき、町から償還払いとなります。（3か月ごと）

- 認可外保育施設をご利用の方は、
 - ・ 一時預かり事業 ・ 病時保育事業 ・ 病後児保育事業
 - ・ ファミリー・サポートセンター事業 も無償化の対象となります。

- さらに、高島町独自の助成制度があり、第1子を満18歳までに引き伸ばして第3子以降の利用料および給食費（令和元年10月より）を全額償還払いすることができます。（6か月ごと）

償還払い手続きのイメージ



- 償還払いをされる方は、太線矢印の手続きが別途必要です。
- 認可外保育施設のほか、他施設の一時預かり事業、病時保育事業、ファミリー・サポートセンター事業を利用された方はあわせて請求していただくこととなります。

幼児教育・保育の無償化の詳細は
厚生労働省ホームページをご覧ください ⇒



問い合わせ先：高畠町福祉こども課子育て支援係
TEL：0238-52-3031